

3,000m²以上の土地の形質の変更に係る届出について

土壤汚染対策法（以下「法」という。）が改正され、平成22年4月1日に施行されます。

改正法では、3,000m²以上の土地の形質の変更を行う場合の届出が新たに義務付けられました。

また、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）の規定は継続しますので、3,000m²以上の土地の改変時は、これまでどおり履歴調査の報告が必要です。

5月1日以降に、対象となる工事を行われる方は、以下の2つの届出（報告）が必要になりますので、ご注意ください。

届出と報告の概要

	法第4条に基づく届出 ¹	条例第57条に基づく報告
届出・報告の対象	掘削、盛土の別を問わず、土地の形状を変更する行為が3,000m ² 以上となる工事	
届出者・報告者	土地の形質の変更をしようとする者（工事発注者）	
届出・報告様式 名称	（様式第六） 一定の規模以上の土地の形質の 変更届出書	（第18号様式） 特定有害物質等取扱工場等 設置状況等調査結果報告書
添付書類	・土地の形質の変更をしようとする 場所を明らかにした図面 (掘削部分と盛土部分を区別して表示) ・当該土地所有者等の当該土地形質 の変更の実施についての同意書 ²	・土地の形質の変更をしようとする 場所を明らかにした図面 ・工場等の設置状況等の履歴及び特 定有害物質等の取扱いの状況 ・過去に実施した土壤調査等の結果 ³
提出期日	土地の形質の変更に着手する30日前まで	法と同時の提出をお願いします。

1 届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、法第66条に基づく罰則規定の適用を受けます（3月以下の懲役又は30万円以下の罰金）。

2 工事発注者が土地所有者等でない場合

3 土壤・地下水調査等を実施したことがある場合（法及び条例に基づかない調査も含む）

名古屋市ホームページ（www.city.nagoya.jp/）
様式のダウンロードをご利用ください。

トップページ>暮らしの情報>届出と証明

>申請書・届出書ダウンロード

>環境保全・廃棄物

>環境保全に関する法律・条例等の届出書・申請書（総目次）

>土壤関係

届出・ご相談・お問合せ先

名古屋市 環境局 地域環境対策課

有害化学物質対策係（市役所東庁舎5階）

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL 052-972-2677 FAX 052-972-4155

E-mail a2677@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

(法 記載例)

(条例 記載例)

様式第六（第二十三条第一項関係）

第18号様式(第53条関係)

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

平成〇〇年△月□□日

(あて先) 名古屋市長

届出者 郵便番号 〇〇〇-△△△△△
住 所 名古屋市△△区△△町〇丁目〇番地名 称 ○○○○ 株式会社
代表者氏名 代表取締役 △△ △△

印

連絡責任者職氏名 □□ □□
電 話 (052) 〇〇〇-〇〇〇〇

土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	別紙のとおり 名古屋市△△区△△町〇丁目△番地
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の着手予定日	平成22年5月1日
土地の形質の変更の規模	4, 〇〇〇m ²

特定有害物質等取扱工場等設置状況等調査結果報告書

平成〇〇年△月□□日

名古屋市長 様

報告者 郵便番号 〇〇〇-△△△△△
住 所 名古屋市△△区△△町〇丁目〇番地名 称 ○○○○ 株式会社
代表者氏名 代表取締役 △△ △△

印

連絡責任者職氏名 □□ □□
電 話 (052) 〇〇〇-〇〇〇〇

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第57条第1項の規定により、過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等の調査の結果について、次のとおり報告します。

土 地 の 改 夘 に 係 る 事 業 の 名 称	○△マンション建設工事
土 地 の 改 変 を 行 う 場 所	名古屋市△△区△△町〇丁目△番地
対 象 地 の 面 積 (事業計画面積)	4, 〇〇〇m ²
対 象 現在の土地利用の状況	更地
地 の 土 地 の 改 夘 の 種 類	マンション建設工事
過 去 の 特 定 有 害 物 質 等	別紙のとおり
概 要	過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況その他の土地の利用の履歴
當該工場等の特徴有害物質等の取扱いの状況	
土 地 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	名古屋市△△区△△町〇丁目△番地 ○○ ○○

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができます。